

春日部市遺児手当支給条例及び春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市遺児手当支給条例の一部改正)

**第1条** 春日部市遺児手当支給条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(支給の制限)</p> <p>第8条 市長は、受給者の前年（1月から6月までの月分の手当については、前々年。以下同じ。）の所得が、当該受給者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給者の扶養親族等でない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童をいう。）で当該受給者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の7月から翌年の6月までの手当を支給しない。</p>	<p>(支給の制限)</p> <p>第8条 市長は、受給者の前年（1月から6月までの月分の手当については、前々年。以下同じ。）の所得が、当該受給者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給者の扶養親族等でない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童をいう。）で当該受給者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、その年の7月から翌年の6月までの手当を支給しない。</p>

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

**第2条** 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める金額以上であるとき。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市遺児手当支給条例第8条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。